

議案第 5 7 号

東向島児童館分館の指定管理者の指定について

上記の議案を提出する。

平成 3 0 年 6 月 1 2 日

提出者 墨田区長 山 本 亨

東向島児童館分館の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定により、東向島児童館分館の指定管理者を次のとおり指定する。

施設の名称	指 定 管 理 者	指定の期間
東向島児童館分館	東京都墨田区東駒形四丁目 6 番 2 号 一般財団法人本所賀川記念館 理事長 服部 榮	平成 3 0 年 1 0 月 1 日か ら平成 3 2 年 3 月 3 1 日 まで

（提案理由）

東向島児童館分館の指定管理者を指定する必要がある。